

群馬大学社会情報学部常置委員会に関する規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年4月1日 平成20年10月1日

平成27年4月1日 平成28年4月1日

(設 置)

第1条 群馬大学社会情報学部に、常置の委員会として、次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 人事・予算委員会
- (2) 教務委員会
- (3) 入学試験委員会
- (4) 学生委員会
- (5) 国際交流委員会

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第2条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。